

## 独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター開放型病院実施要項

### (目的)

第1条 この要綱は、独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター（以下「病院」という。）の開放型病床実施に関して必要な事項を定める。

### (登録医)

第2条 この要綱において「登録医」とは、一般社団法人東近江医師会員及び一般社団法人近江八幡市蒲生郡医師会員のうち、同医師会長の推薦により申請のあったものの中から、独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター院長（以下「院長」という。）が承認した者をいう。

### (担当医)

第3条 この要綱において「担当医」とは、登録医から紹介された患者について、主に診察を担当する当院の医師をいう。

### (対象診療科及び病床)

第4条 対象とする診療科は、全診療科とし、対象病床（以下「開放型病床」という。）は5床とする。

内訳は次のとおり

南3病棟 308号室 2床

南4病棟 410号室 2床

南5病棟 512号室 1床

2 原則として開放型病床に入院させるものとするが、不都合が生じる場合は他の病床をこれに当てることができる。

### (登録医の権利・義務)

第5条 登録医は、入院加療を要する患者のため開放型病床及びその他病院の施設を利用することができる。

2 登録医は、開放型病床の運営に協力し、当院の管理運営に関しては院長の指揮下に属するものとする。

3 登録医は、病院の行う臨床並びに学術に関する研究等に参加することができる。

4 登録医の診療活動は、当該診療科医長と協議のうえ担当医と共同で当たるものとする。

5 登録医は、当院内において診療を行う際は原則、診察衣、名札（氏名が分かるも

の)を着用するものとし、院内の諸規程を遵守しなければならない。

(当院の責務及び措置)

第6条 院長は、登録医が患者を入院させたときは、診療に要する施設、薬品、材料等を提供し、看護、検査給食等治療に必要な管理を行うものとする。

(入院)

第7条 登録医が、診療に基づき入院を必要と認め、その同意を得られた患者について対象病床に入院させようとするときは、次により行うものとする。

(1) 登録医は、患者に開放型病床入院同意書(別紙1)を提出させ、自ら保管する。

また、開放型病床を利用する際は、診療情報提供書を病院の地域医療連携室宛て事前にFAX送信し、患者が病院に赴く際、診療情報提供書を持参させる。

(2) 患者は、医事受付で予約日時に受診手続きをし、診療科の外来を受診する。

(3) 診療科においては、診断に基づき患者の入院の適否を判断する。

入院が適当と判断した場合

地域医療連携室は登録医に対し、開放型病床入院連絡票をFAX送信する。

入院の必要がないと判断した場合

担当医より、電話またはFAX等で登録医にその旨連絡を行う。

(4) 入院が適当と判断された患者は、外来を受診後、医事入院受付で入院の手続きを行う。

(5) 患者の入院カルテには「開放型病床」である旨分かるよう表示等を行う。

(退院)

第8条 退院は担当医と登録医が協議して決めるものとし、退院に際し、担当医は診療経過報告書(診療情報提供書)を登録医に送付するものとする。

(診療及び指導)

第9条 登録医は患者を診察し、担当医と協議のうえ、患者の療養上の指導等を行うものとする。

2 登録医は患者を診察し、与薬、検査等が必要と判断した場合、担当医と協議を行い、指示等については担当医がこれを行うものとする。

3 登録医から希望がある場合、院長が許可したものについては、患者の了解を得た上で、検査や手術、治療に参加または見学することができる。

但し、見学する場合を除き、事前に参加する内容や損害賠償の範囲について病

院へ協約書（別紙5）を提出し、院長の許可を得ることとする。

4 病床における指導等の時間は原則、午前11時から午後8時までとする。

但し、緊急の場合及び事前に院長の許可を得た場合はこの限りでない。

5 登録医が指導等のために来院するときは、あらかじめ電話等により地域医療連携室に来院日時を連絡するものとする。

但し、地域医療連携室の業務が終了している時間帯については、時間外受付（医事当直室）に連絡するものとする。

6 登録医は、指導等のために来院したときは、開放型病床共同指導実施票（別紙6）に必要事項を記載のうえナースステーションにおいてコピーを実施、本通は登録医が持ち帰り、写しを当該病棟看護師長（不在時は看護師長代行者）に手渡すものとする。

当該病棟看護師長（不在時は看護師長代行者）は、手渡された開放型病床共同指導実施票の写しを主治医に引き継ぎ、主治医は指導内容を記載し、入院カルテに添付するとともに、電子カルテにて算定のためのオーダーを入力する。

#### （診療報酬）

第10条 地域医療連携室は、当該患者の診療報酬にかかる当月分の情報を翌月初めに登録医に報告する。

2 当該患者の入院診療費については、病院が健康保険法に定める診療報酬算定基準により算定、請求し収入とする。

3 登録医が行った指導料については、登録医が健康保険法に定める診療報酬算定基準により算定、請求し収入とする。なお、患者一部負担金については登録医において徴収する。

#### （医療事故処理）

第11条 開放型病床運用における医療事故については、国立病院機構が加入する自家保険を適用し、その処理に当てるものとする。ただし、登録医に故意又は重大な過失がある場合、病院は登録医に対して求償することができる。

#### （医事紛争の処理）

第12条 開放型病床利用に関して生じた民事的な医事紛争については、院長がその責任を負うものとする。

#### （便宜供与）

第13条 登録医は下記の便宜供与を受けることができる。

（1）当院の診察室、カンファレンス室、面談室等の利用。

- (2) 院内で行われる各種講演会、研修会、各科症例検討会及び(院長の了解の下)手術・検査等の見学・参加。

(運営委員会)

第14条 開放型病床の運営に関する全ての事項を審議するため、「独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター開放型病床運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織は次のとおりとする。

(1) 委員長 院長

(2) 副委員長 地域医療連携室長、東近江医師会及び近江八幡市蒲生郡医師会から選出される1名

(3) 委員 副院長、企画課長、副看護部長、病棟看護師長(代表)、地域連携室関係職員

東近江医師会及び近江八幡市蒲生郡医師会が推薦する医師

3 委員長は委員会を主催し必要と認めたときに招集する。

4 委員長は必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

6 委員会の庶務は、地域医療連携室が行う。

7 この規程に定めない事項については、委員会において適宜協議するものとする。

(附則)

1. この要綱は、平成26年 2月 1日から運用する。